

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2019（令和1）年度

事業報告

2019年4月1日～2020年3月31日

目次

2019 年度実施事業の概要	2
2019 年度実施事業の詳細	2
女性人権事業（公1）	2
女性福祉事業（公2）	8
収益事業	11
法人運営に関する事項	12

2019年度実施事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（以下、当会という）は、女性人権事業（公1）と女性福祉事業（公2）の2本の柱を立てて公益事業を推進している。

2019年度も「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざして」を目標として掲げて活動した。

公益事業の概要

女性人権事業では、創立(1886年)の精神を踏まえ、2019年度も「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の3テーマに焦点を当て、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行った。本年も全国各地での公益事業実施にあたって各地の代表者と担当職員による綿密な連絡・調整を心がけ、参加人数の増加を図った。本年度の特徴としては、全国各地で会員が自らの問題意識を基盤としつつ、地域の人々が参加しやすい事業を心がけたこと、また平和部門や性・人権部門が東京で開催した写真展や上映会を、地域の会員が主体となって会員の地元でも開催し、独自の工夫を凝らして多くの参加者を得ることができたこと等があげられる。一方、広報の仕方に更なる工夫が必要とされる事業もあった。女性福祉事業では、緊急避難センター「女性の家HELP」を運営した。同施設では安全で安心できる居場所の提供と健康的でおいしい食事の提供に加えて、次のステップに歩みだすためのソーシャル・スキル構築のために、日本語教室やミュージックセラピーなどのプログラムを実施した。

収益事業の概要

当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。

*当会全体では、収益が87,633千円、費用は87,646千円だった。
費用の内訳は公益目的事業に60,420千円、管理費6,016千円で、公益目的事業比率68.93%となった。

2019年度実施事業の詳細

2019年度女性人権事業（公1）

当会は創立以来133年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦争を阻止できなかった過去を反省し、戦争のない平和の尊さを訴え、一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。創立当時、女性が社会的権利を

ほとんど奪い取られていた時代に果敢に立ち上がった先輩女性たちの志と信仰を高く掲げつつ、2019年度も武力によらない平和、性的人権の確立、アディクション問題の啓発を中心に、「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現」に向けて取り組んだ。日本で医師免許を取得した最初の女性である荻野吟子は、創設期の矯風会で活躍した人物である。2019年度は現代ぷろだくしょん製作の映画「一粒の麦—荻野吟子の生涯」（山田火砂子監督）の製作に協力した。矯風会機関誌『婦人新報』は、121周年を機に2017年度より冊子名を『k-peace』と改め、「人権と福祉 女性の視点から」をコンセプトとする公益目的の冊子として発行している。

1. 講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催、政策提言

<平和部門>

平和部門は「戦争の記憶を次世代に引き継ぐこと、平和憲法の大切さとその果たしてきた役割を様々な視点から検証し、その意義を伝える」、「原発はいのちと共存しないゆえに反対する」「女性と子どもが安心して安全に暮らせる社会を実現する」という方針のもと活動を進めてきた。2019年度も全国各地(倉敷、大宮、東京、金沢、松山、横浜、京都、秋田)で基本的人権の尊重、憲法、武力によらない平和、核・原発問題、環境問題、戦争や貧困のない社会等をテーマにする講演会が開催された。平和部門では毎年「平和を考えるつどい」を開催している。2009年8月の第1回開催以来、今回で11回目となり、「ゴミ捨て場の子供たち」「わすれない ふくしま」等の映画を監督した四ノ宮浩氏から撮影を通じ考えたことを伺った。全国大会では、鎌仲ひとみ映画監督から、「原発事故と女性たち」をテーマとしたに講演を伺った。原発事故後の深刻な状況の中でいのちを守るため勇気を出して声をあげ、行動を続ける女性たちの姿に大きな共感が生まれた。なお、2018年に矯風会館で「平和を考えるつどい」として開催され好評を博したジョー・オダネル写真展と朗読と歌の集会在、本年度は神奈川部会が企画して横浜市で実施され、本年度最多の122人の参加者を得た。天皇代替わりの年となった本年は「k-peace」4月号特集「天皇代替わりを前に」の特集企画、執筆に協力する一方、キリスト者遺族の会と共催し憲法との関係を問う集会を開催した。また、死刑制度の廃止は世界の潮流であることを踏まえ、全ての人の命は等しく尊重されるべきであるとの立場から、矯風会では2019年度に法務大臣に対し、死刑執行に関する抗議書・要望書を2回提出した。

また、キリスト者平和ネット、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会等の協力関係にある他団体と連携して集会への協力および参加などを行い、メールマガジン等を通じた情報発信に努めた。このほか、平和憲法の理念実現に向けた署名活動や選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求める請願署名も継続して行った。

平和部門関係の要望書・抗議書・声明

- ・要望書 8月9日付 山下貴司法務大臣宛 「8月2日、東京拘置所において庄司幸一さん、福岡拘置所において鈴木泰徳さんの死刑が執行されたことに強く抗議し、死刑制度の廃止を求めます」
- ・要望書 12月27日付 森まさこ法務大臣宛 「12月26日福岡拘置所において魏巍(ウェイウェイ)さんの死刑が執行されたことに強く抗議し、死刑制度の廃止を求めます」

<性・人権部門>

性・人権活動の使命は、「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために人の尊厳の中核にある性的人権を護り、それを侵す性暴力・性搾取・性虐待の根絶に取り組んでいる。2019年度も以下の分野に焦点を当て、北海道、新潟県、そして東京において講演会やトークゲストを迎えてのドキュメンタリー映画の上映会を複数回開催した。また通年にわたり国会・政府・行政機関等への要請行動、政策提言を行った。

女性と子どもへの暴力問題では、10月札幌市において、元DV被害者として子どもと共にシェルターを利用し、現在は北海道で先駆的なDVシェルターの代表を務める女性を迎えた講演会を開催、適切な支援の下で被害者がサバイバーそしてリーダーとなっていくというヴィジョンの体現を目の当たりにする機会となった。

子どもへの性搾取・性虐待に係る被害児童数が過去最悪を更新している現状に鑑み、関係省庁に対して法執行強化のための協力と要望活動を行った。また児童買春・児童ポルノ禁止法については、児童ポルノ定義の改正を含む国連からの勧告に沿った第三次法改正を求めて「請願書」署名活動を6月から開始、集まった700筆の署名のうち2/3を11月臨時国会中に衆参両院議長あて提出。同時に与党を中心に国会議員への要請行動に努めた。

12月創立133周年記念集会では、女性の視点を含む訳者解説付で『風と共に去りぬ』の新たな翻訳本を近年出された講師を迎え、講演会とミニコンサートを開催した。

戦時性暴力問題では、日本軍「慰安婦」問題の真の解決のためには日本政府による法的対処と歴史事実の継承が基本であるとの立場に立ち、同時に世界のあらゆる国における戦時性暴力の廃絶と再発防止を願い活動を続けた。9月新潟市、10月東京において、日本軍「慰安婦」被害女性の証言をもとに、戦時・平時すべての性暴力根絶を願って制作された絵本『花ばあば』に係わるドキュメンタリー上映会を開催。新潟では同絵本を含む日・中・韓平和絵本シリーズを呼び掛けた絵本作家、東京では何年もの苦労の末日本での刊行に漕ぎつけた出版社代表によるトークと併せて、国境を越えた市民の協力と奮闘の姿を学んだ。

ジェンダー・セクシュアリティ分野では、k-peace 2019年10月号の特集企画を担当。近年活発な動きのあるLGBTQをテーマに、誰もが性のグラデーションの中にある事実や、多様な性（セクシュアリティ）を当事者として生きる方々の声を、それぞれの立場から発信して頂いた。

・請願書：「子どもの性搾取被害悪化の現状に鑑み 国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めます」2019年11月衆参両院議長へ提出

<酒・たばこの害防止（アディクション問題）部門>

アディクション問題の啓発と相談、禁煙推進活動を継続した。

酒害防止活動で関係の深い一般財団法人日本禁酒同盟との共催講演会は3年目となった（11/13）。残念ながら今年も参加者が少なく、今後の広報活動を見直す必要がある。講演会後の交流会で、主催2団体の活動紹介ができ、参加者（専門職・当事者等）の日ごろの思い等を聞く機会となり有意義であった。今後も共催継続の予定である。

ここ数年恒例となった新宿区男女共同参画課との共催（区民企画パートナーシップ講座）講演会 3 月に予定していたが、新型コロナウイルス感染予防のため、新宿区の判断で延期とし、同じタイトル「DV加害者は変わるのか？」で 2020 年度に開催予定である。

新たに、一般社団法人人権問題研究協議会と、「子ども虐待防止」の分野で提携することとなり、初の共催講演会を矯風会館にて実施（11/4）。有料であるにもかかわらず、120 人の参加で会場が満席となった。医療・心理等の専門職や教育関係者が多かった。

キリスト教の牧師を目指している神学生向けに、「アルコール依存症の人が気軽に相談できる教会とは？」の話をした（2020. 2/10）。実践に役立つ話が望まれている。

近隣施設の喫煙女性向け学習会は、好評のメイクレッスン形式とした。「美肌のためのメイクレッスン」と題して、禁煙をねらいとして、たばこが肌・歯に与えるダメージ映像を紹介した後にメイク実践を行った。日ごろアディクション問題の話を聞く機会の無い女性たちが、メイクを通して自己肯定感を持てたことと思う。

新宿区路上喫煙対策協力員に登録、啓発・声かけ活動を継続した。矯風会のある地域の特性として通行人は外国人が多く、日本語での声掛けや啓発チラシだけでは限界がある。行政の対応も、道路清掃・美化運動だけでは限界があることを理解して「禁煙」も視野に入れたものとなりつつあることが、対策協力員交流会でわかった。

イッキ飲み防止活動などで協働してきた日本アルコール問題連絡協議会は、アルコール基本法成立を一つの区切りとして、約 50 年の活動を終了したが、矯風会が残務整理と今後の交流を担当している。

禁煙推進事業として、矯風会館近辺のポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布等の活動をした。全国禁煙推進協議会に加盟、他団体とも協働した。

2. 啓発誌「k-peace」の頒布（偶数月 年 6 回発行、約 1050 部／回）

2019 年度特集のタイトルは順に、「天皇代替わりを前に」「依存症は家族を巻きこむ…」「もっと知ろう韓国 ～東アジア平和への道～」「多様な性（セクシュアリティ）を生きるそれぞれの声」「SOS を受け取ろう ～子ども虐待のない社会をめざして～」「『被ばくしない生活は私たちの権利！ ～“いのち”と向き合う女性たち～』。

当会が各地で行う公益事業会場や関連団体集会などでバックナンバーを販売したり、予約販売を行った。また、ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター）の利用によりアピールを積極的に行い、社会問題についての啓発に努めた。

3. アディクション問題や性搾取・性暴力問題等に関する相談

アディクション問題を抱えた当事者、家族、支援者からの相談（電話・eメール・来会）は男女を問わず受けるが、女性の視点を大切にしているフェミニストカウンセリングの手法で対応している。2019 年度は本人・家族・関係者から 25 件（5 人）の随時相談があり、専門機関の紹介や資料提供等を行った。アルコール依存症よりも、ネット依存、機能不全家族問題、コミュニケーション問題等がテーマとなることが増えている。

毎月 1 回の定例開催である A K K（アディクション問題を考える会）相談例会には、12 回で延べ 24 人が参加（2018 年度 11 回 23 人）。このうち初参加者 1 名。自助グループのグループミーティング形式を応用して開催しているが、参加者が少ない場合は、

フリートークとした。

近隣女性施設にて嗜癖・禁煙相談を5回開催した（参加者延べ18人）。

このような相談事業を継続するためには、相談員の養成と研修が必要であるが、2019年度も一般向けのアディクション問題相談員研修は実施できなかった。相談担当者自身は、他のアディクショングループや自助グループ主催のセミナー等で研修した。

性・人権にかかわる電話相談に随時対応し、傾聴と情報提供を行った。他団体との連携として、ECPAT/ストップ子ども買春の会とは被害者相談も含め長年協力・共働関係にある。PAPS（ポルノ被害と性暴力を考える会）によるAV撮影強要など性搾取被害女性や子ども救援のための相談・カウンセリング実施に2019年度も協力し、安全な相談環境を提供した。

【表1】 2019年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表 (敬称略)

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
5/17(金) 19人	この国の未来を拓くために ～暮らしの中から考える～	斎藤恵子（矯風会平和部門幹事）	日本キリスト教 団倉敷教会
5/21(火) 35人	国民投票とは？ ～平和憲法を守るために～	石川裕一郎（聖学院大学教授、憲法学）	日本キリスト教 団大宮教会
6/15(土) 80人	原発事故と女性たち	鎌仲ひとみ（映画監督、映像作家）	矯風会館ホール
7/5(金) 26人	大好きは、魔法のことば	山元加津子（エッセイスト、元特別支援学校勤務）	日本基督教団金 沢長町教会
7/6(土) 38人	地球温暖化の現状とわたしたちの暮らし	森田昌敏（愛媛県環境創造センター所長）	松山共同キリス ト教会
7/24(水) 45人	平和を考えるつどい2019 映画を作って伝えなかったこと （特別上映「ゴミ捨て場の子供たち」）	四ノ宮浩（映画監督）	矯風会館ホール
8/23(金) 13人	<禁煙メークレッスン> 美肌のためのメークレッスン	田島みゆき（メンタルケアメーク主宰）	女性福祉施設
9/23(月) 73人	<上映会とトークセッション>① 絵本『花ばあば』と「わたしの描きたいこと」上映会	トークゲスト：田島征三（絵本作家、日中韓平和絵本呼びかけ人）	クロスパル新潟
9/28(土) 36人	天皇代替わりと改憲問題～天皇と9条 改憲の極めて深い関係～	稲 正樹（国際基督教大学平和研究所顧問、憲法学）	矯風会館3階集 会室

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
9/30(月) 28人	子どもと共にシェルターを利用し 今はシェルターの代表に	山崎菊乃（おんなのスペース・おん代表理事）	北海道クリスチャンセンター
10/5(土) 39人	<上映会とトークセッション>② 絵本『花ばあば』と「わたしの描きたいこと」上映会	トークゲスト：木瀬貴吉（出版社「ころから」代表）	矯風会館ホール
10/19(土) 122人	見て、聞いて、考えるー平和へのまなざし～ジョー・オダネル写真展 & 朗読と歌～	朗読：ガントレット敦子他（日本朗読文化協会）、歌とピアノ：加藤修子（ソプラノ歌手）	日本キリスト教団清水ヶ丘教会
10/25(金) 8人	暮らしのなかの憲法～女性と憲法～	諸富 健（弁護士、明日の自由を守る若手弁護士の会）	京都市・バザールカフェ
10/29(火) 37人	チェルノブイリ・ふくしまから 平和について考える	飯田瑞穂（矯風会理事長）	日本キリスト教団秋田桜教会
11/4(月) 120人	統合失調症の母と暮らした子ども時代～精神科医となった私から伝えたいこと～	夏苺郁子（児童精神科医、医学博士）	矯風会館ホール
11/13(水) 29人	お酒、どんな飲み方が危険？～依存症までの男女の差～	加藤純二（医師、日本禁酒同盟前理事長） 体験談：断酒会メンバー	矯風会館ホール
12/6(金) 87人	<講演会とミニコンサート> 「風と共に去りぬ」と19世紀の女たち	荒このみ（東京外国語大学名誉教授、アメリカ文学・文化研究者） 西宏隆・秋山浩子（東響コーラス）	矯風会館ホール
2020年 2/10(月) 35人	<神学生交流会ミニ講演会> アルコール依存症の人が気軽に相談できる教会とは？	新宮三紀（酒・たばこの害防止部門長）、川谷淑子（同部門幹事）	矯風会館2階礼拝室
2/29(土) 33人	沖縄の再戦場化を許さない！	小西 誠（軍事ジャーナリスト、元反戦自衛官）	矯風会館3階集会室
参加人数 合計 903人			

2019年度女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している宿泊所は、DV被害や居場所がない等の困難な状況にある女性の支援を目的としている。緊急一時避難シェルター「女性の家HELP」には、専門的資格や経験を有する支援員、調理者、宿直のスタッフを配置している。宿泊所利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、在留資格の無い外国籍女性を含め、法外滞在の者等、現行の法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援には公的資金が付かないことも多いが、善意の寄附により運営を継続している。

2019年度はミュージックセラピー、日本語教室など入所者対象のプログラムの充実をはかった。また、タガログ語に加えインドネシア語での支援も可能とするなど、外国籍女性支援をより充実させた。

利用者減少等の事由により、中長期シェルター「矯風会ステップハウス」を2018年度から一時休止とし、2019年度も休止を継続した。各行政へは休止の通知はしたが、10件以上の問い合わせがあった。再開に向けて検討したが、2020年度も一時休止を継続することとした。

困難を抱えた女性や子どもたちの安全な場所の提供に向けて、当会の特性を生かした女性福祉事業のあり方を、今後も検討していく。

<宿泊所 緊急一時シェルター「女性の家HELP」>

*所在地：非公表

定員12名（女性）

宿泊費（1泊3食付） 大人3,500円 子ども2,500円

個室5 母子室3（同伴男児は原則10歳まで）

滞在期間は原則として2週間まで

・運営実績

2019年度の利用者数は合計79名*。内訳は外国籍女性10名（同伴児3名）、日本国籍女性57名（同伴児9名）であった。 *2019年4月1日以降の入所の人数

入所理由の主なもの、外国籍-DV（53.8%）、居所無し（38.5%）、その他（7.7%）。

日本国籍- 居所無し（52.9%）、DV（31.4%）、家族からの暴力（8.6%）、妊娠（4.3%）、そのほか（2.9%）であった。原則として、関係行政機関ならびに団体からの依頼を受けての入所であった。

<宿泊所 中・長期シェルター「矯風会ステップハウス」> 2019年度一時休止

*所在地：非公表

定員18名（単身女性） 全個室・自炊 洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

滞在期間：原則として6か月 月額利用料：69,800円 光熱水費別途

現在、建物維持管理のためのメンテナンスを行っている

<補助金・助成金等>

下記の補助金を得て、支援プログラムを多様なものとすることができた。

【表2】 2019年度受け取り補助金等 一覧表 (単位：円)

補助金等の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	HELP 外国籍女性・母子
東京都保護施設等における衛生管理体制確保支援等事業補助金	東京都	35,000	新型コロナウイルス対応 体温計・消毒液等購入
助成金	(公財)昭和池田記念財団	50,000	DVD機器購入
助成金	(公財)原田積善会	300,000	ミュージックセラピー講師料・講師交通費
合計		7,585,000	

1 電話相談の継続 (女性の家HELP)

月～金曜日、10:00～17:00 実施。日本語、タガログ語、英語を中心として、新たにインドネシア語も加え、724件の多様な内容の相談に対応した。外国籍25か国127件、日本588件、国籍不明9件。主な内容は、心の問題(32.7%)、入所依頼(17.8%)、DV(13.5%)。

2 心身の回復サポートプログラムの継続

日本語支援 外国籍利用者のための施設内個人指導1名。施設外講座出席1名。
心の回復プログラム

心と体のリラックスを目的とし、外国籍母子を対象にサーカス見学等を実施したり、月に4回ミュージックセラピープログラムを実施し、有志が参加した。

3 退所者支援プログラムの実施

クリスマス会等、退所者と子どもへのサポートプログラムを行った。

4 DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる内外関係機関との連携

全国シェルターネット、移住労働者と連帯する全国ネットワーク等関連団体との連携、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議出席(7月)、JNATIP(人身売買禁止ネットワーク)の一員としての政府との意見交換会出席(10月)やシンポジウム主催など、関連機関と外国籍女性への支援について情報交換や連携強化に努めた。

5 スタッフ研修

下記研修等にスタッフが参加した。

- ・東京都女性相談センター主催の現任者研修（4/13、4/25）
- ・東京弁護士会主催「女性支援ネットワーク会議」（11/12、2019.2/25）
- ・AED使用方法等防災訓練 1回実施

6 地域福祉バザーの開催

バザーを開催（2019 5月16日 10月17日）。寄贈された中古衣類や雑貨等をボランティアが中心となって販売し、事業資金として寄付された。

7 その他

○施設整備

厨房雨漏り修理

○啓発活動

広報 ネットワークニュース発行（日本語版2回、英語版1回）

活動説明会（毎月1回）

講師派遣（国内）全国フェミニスト議員連盟、日本キリスト教団 聖ヶ丘教会
婦人会

HELP研修会及び施設見学会

対象：東京都内の福祉事務所ケースワーカー・婦人相談員等

第1回 5月31日（金）15：00～17：00

テーマ：「相談者のニーズに応じたシェルターの選び方」 担当：湯浅

参加人数：11名

○地域貢献活動

NPO と協同し「きょうふう会洋服ポスト」として古着回収を継続。2019 年度
約 6.7 t を回収。

収益事業（財産運用・不動産賃貸事業）

当会の公益事業を実施していく上で、収益事業収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源とした。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられた。

貴重な収入源である不動産等の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。固定資産税・事業税のほか、老朽化に伴う建物の修繕・日常管理(保守点検・清掃)等の諸経費負担が年々増えている現状で、本来の目的である公益事業の妨げとならないように、常に事業のあり方を検討しなければならない。収益の多い事業形態を目指してコンサルタントに委嘱する方針であるが、顧問契約するには至っていない。

土地問題の裁判対応では、顧問弁護士に委任している。

下記の事業を行った。

1) 土地賃貸

当会の敷地北端307坪を、財団法人スポーツ会館に貸していたが、契約違反事項が多々あり、2013年に契約解除通知を出した。それに関連して建物の登記上の所有者（当会に無断で転売された）から提訴された裁判は、2017年6月の最高裁にて当会の全面的勝訴が確定した。判決内容の一部として、占有者または建物所有者は、土地使用の代償である「賃料相当損害金」を支払うことになっているにも関わらず、定期的な納入が無かった。先方の預金差押え等を行い、2019年度予算額のうち半期分を回収した。年度末に新型コロナ問題が生じて、残額の回収事務が滞っており、未収金扱いとした。

2) 建物質貸

公益財団法人東京交響楽団と、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物質貸借契約を締結している。2019年4月1日以降は法定更新となっているが、賃料は順調に入金された。本館の老朽化が進み、修理を依頼される個所も増えた。

東京交響楽団クラシックスペース100にて開催されている震災被災者支援のチャリティコンサート(2019年度3回開催)に、会場設営・広報等で協力した。

3) 駐車場運営

月極め駐車場50台のスペースがある。個人での乗用車保有率が下がり、駐車場の需要が減少傾向ではあるが、2019年度は約90%の利用率で、8割が商用の大型・中型車である。敷地内の安全走行啓発や身元確認に留意している。

法人運営に関する事項

○役員 2020年3月31日現在の役員

理事8名(2018年6月22日選任) 監事2名(2018年6月22日選任)
代表理事 理事長 飯田瑞穂(常勤) 副理事長・会計理事 鏡清美(常勤)
業務執行理事 記録・施設担当理事 島田百合子(常勤)
会務理事 松井弘子(常勤) 女性福祉施設長を兼任
理事(非常勤) 鷺見八重子 高橋美佐子 田中暁美 山崎喜美子
監事(非常勤) 堤恵子 的川美砂子(税理士)

○評議員 2020年3月31日現在の評議員 (2016年6月17日選任 2018年6月22日1名退任) 8名

池端志津子 栗木純子 櫻井克子 柴川久仁子 下里綾子 高橋淳子
寺岡シホ子 村上弘子

○理事会 2019年度3回開催。(2019.5/30、11/8、2020.3/9)

事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認等、所定の議案審議を行なった。その他、財産管理に関する事項、女性福祉事業の運営・人事変更、財政面の将来展望等についても審議した。

また、毎月1回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行った。(2019.4/9、5/8、6/11、7/9、9/10、10/8、12/10、2020.1/17、2/7、3/24)

○評議員会 2019年度定時及び臨時の2回開催。(2019.6/14、2020.3/11)

事業報告と決算の承認、次年度事業計画と予算の報告等。

○業務改善 労務の改善のため、顧問契約している社会保険労務士と月例面談した。助言により、安全衛生推進者を設置した。

○行政庁との関係

特別な問題は無い。

【事業報告の附属明細書】

2019(平成31)年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。 以上

2020(令和2)年6月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会